

資料番号	3
------	---

令和8年4月16日
課名 健康福祉局子供未来応援課
担当者 担当課長（ネウボラ推進担当） 池田
内線 3175

## 子供の予防的支援構築事業における成果・課題と今後の方向性について

### 1 要旨・目的

令和2年度からモデル的に実施した「子供の予防的支援構築事業」について、令和6年度までの取組に係る成果と課題をとりまとめ、令和7年3月5日の委員会において報告したところであり、今回、令和7年度までの最終的な事業成果と今後の方向性を加え、最終報告とする。

### 2 現状・背景

年度	内容
令和2	府中市、府中町においてモデル事業開始
令和3	三次市、海田町においてモデル事業開始
令和4	府中町・広島県、デジタル庁実証事業として実施
令和5	府中町・広島県、こども家庭庁実証事業として実施 府中市、府中町、海田町においてシステムを活用した予防的支援の開始
令和6	三次市においてシステムを活用した予防的支援の開始
令和7	府中市、三次市、府中町においてモデル事業実施

### 3 本事業の概要

#### (1) 対象

県内4市町（府中市、三次市、府中町、海田町）

※ 海田町は令和7年度から事業休止

#### (2) 事業概要

母子保健や福祉、教育など子供の育ちに関する様々なデータを集約・分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に把握し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する（別紙のとおり）。

#### (3) 事業内容（実施内容）

##### ア 支援対象者の決定方法

- ・ 学校・福祉等のデータを統合・分析し、児童ごとにリスク保有レベルを表示する。
- ・ 一定のリスク値<sup>※1</sup>以上の児童について、児童福祉部署の職員が予測の根拠や詳細な状況を確認、要保護児童対策地域協議会<sup>※2</sup>（以下「要対協」という。）に登録した上で、ネウボラや学校による現状確認を踏まえて、予防的な支援が必要かどうかを協議・決定する。

※1 児童福祉法第6条の3第8項に定める要保護児童（被虐待児童や非行児童など）等にどの程度近いかをリスクとし、その程度をパーセント表示。数値が高いほど困難を抱えている可能性が高い。

※2 児童福祉法第25条の2に定める、困難を抱えている児童などを早期発見し適切な支援を行うため、関係機関が情報を共有し連携して対応するための組織。

##### イ 予防的な支援実施概要

- ・ 支援が必要な家庭にとって予期せぬ連絡とならないよう、何らかのきっかけを活用し、保護者へのアプローチや対象児童の確認を行い、子育て状況やニーズを確認し、その後、ニーズに応じた利用制度の情報提供、担当部署への接続等により支援を実施する。
- ・ また、福祉部門との接点がないケースなどは、アプローチするきっかけがないため直接的な接触は行わず、児童の様子に変化があった場合には速やかに対応できるよう、園所や学校での状況把握を実施している。

#### (4) 予算・決算

令和7年度予算額：8,548千円

#### 4 本事業の成果と課題

##### (1) 事業のフェーズごとの成果と課題

フェーズ	成果	課題
データ 統合・連携	<p>① 情報連携の効率化：約 30 時間/月など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要対協実務者会議ではシステムを確認しながらケース検討が可能となるなど、アセスメントの質の向上や関係機関との率直な話し合いに繋がった。</li> <li>相談・通告時の情報収集業務で、保育所などの所属の把握など、基本情報の収集がしやすくなった。</li> </ul>	<p>ア. システム導入・運用費用</p> <p>データの標準化や統合 AI モデルの活用により、将来的に他市町へ展開する際は費用通減することを見込んでいたが、データ統合元の基幹システムが市町ごとに異なることから、導入や運用に要する費用のスケールメリットが働かず、他市町への展開にもモデル市町と同程度の費用を要する。</p>
データから のリスク 予測	<p>② 予防的に支援が必要な児童の把握：115 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉や教育などの子供の育ちに関する様々な情報を統合し、リスク予測することで予防的に支援が必要な児童を新たに把握した。</li> <li>これまで市町が把握していなかった予防的に支援が必要な児童計 115 名を新たに把握した。(令和 7 年 12 月末時点 4 市町累計)</li> </ul>	<p>イ. リスク予測の精度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既にリスクが顕在化し、市町において何らかの支援やフォローがなされているにもかかわらず、AI モデルに基づくリスク値が低い児童が一定数確認された。</li> <li>予測精度を向上させるためには、データ項目の追加が必要。虐待に至るおそれのある要因やリスクとして留意すべき点（家庭の孤立や保護者のメンタルヘルス、依存症、保護者の被虐待体験等）は多くあるが、職員による面談で把握する以外に方法はない。(児童福祉の専門家意見)</li> <li>リスク予測値はあくまで傾向値として示されるため、必ず人の目で最終的な判断をすることが必要となり、運用体制を確保する必要がある。</li> </ul>
関係部署・ 機関との 連携・調整	<p>③ 関係部署との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の構築段階から母子保健、児童福祉、教育委員会・学校が横断的に関わり協議することで関係性が深化した。</li> <li>潜在的に支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーと連携し学校へ定例訪問するなど、支援の必要性などを学校と協議することを通じて、福祉と教育の情報共有・連携が進んでいる。</li> </ul>	<p>—</p>
予防的支 援・対象者 アプローチ	<p>④ 支援を必要とする児童へのアプローチ：50 名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定のリスク値以上の児童について、母子保健や家庭児童相談、所属（保育所、学校等）へ現状を確認し、状況を踏まえて予防的な支援が必要か関係機関で協議した上で継続的な相談につながった。</li> <li>アプローチ後に自主的な相談があるなど、孤立防止や親の不安軽減につながられた。</li> </ul>	<p>ウ. 運用体制の確保</p> <p>既にリスクが顕在化している児童や家庭への支援が増加する中、予防的支援までを行う体制的余裕がない市町もある。</p>

## (2) 市町ごとの状況に応じた効果の違い

市町によっては、システム上発見された児童の大多数が、ネウボラ等の市町独自の取組により既に発見、フォローされている場合もあり、潜在的なリスク家庭を発見する効果が市町ごとに異なることも示唆された。

## 5 今後の方向性について

- 令和2年度からのモデル事業の実施により、連携データを活用した支援や関係部署・機関での連携強化等のメリットがあるなど、一定の成果があった。
- 一方で、リスク予測の精度の向上など、早期に解消できない課題もあることから、モデル事業と同じ仕組みで他市町へ展開していくことは難しいと考えられる。
- また、国においてもデータ連携による支援が重視されるようになり、システム開発に係る初期費用・運用保守費用に活用可能な国庫補助金等が拡充されるなど、県として独自に市町を支援する必要性が低くなったことから、当モデル事業は令和7年度で終了する。
- 今後、県としては、本事業で得られた成果と課題を全市町に共有し、モデル市町のうち事業を継続する市町や、新たに同様の事業を開始する市町に対しては、国庫補助金等の活用を促すとともに、本事業で得られたノウハウを活用した技術的支援を行う。

# (別紙) 事業の概要

- モデル市町において、福祉や教育などの子供の育ちに関係する様々な情報を統合し、その情報を基にデータ分析を活用しリスク（児童虐待など）予測を行う
- 統合された情報やリスク予測結果を職員が確認し、要支援児童等として要保護児童対策地域協議会に登録後、年齢に応じてネウボラの保健師や学校の校長等に情報を共有し、確認を依頼
- 関係者への調査を踏まえて支援対象者を決定し、予防的な支援を継続的に行う

## データ統合・予測

## 予測確認・調査

## 対象者決定

## 予防的支援

